３　協定債権者キグナス石油株式会社は、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
４　平成22年１月25日現在財産目録記載の出資金（山梨信用金庫に対し115万円、都留信用組合に対し40万円）は、出資先債権者にて換価のうえ、当該債権者に対する債権の弁済に充当するものとする。普通預金（都留信用組合猿橋支店3,218円）の扱いについても同様とする。
５　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を基準債権額の割合に応じて弁済する。
６　本件協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、第４項及び第５項において新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

甲府地方裁判所都留支部

平成２１年（ヒ）第８号

鳥取県境港市昭和町13番地31
清算株式会社　株式会社大伸水産
代表清算人　宮本　英紀
１　決定年月日　平成22年２月３日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　別紙記載の各協定債権者は、株式会社大伸水産（以下「清算株式会社」という）の弁済原資が金358,719円であることを確認する。
２　各協定債権者は、清算株式会社が前項に定める弁済原資から、まず、租税債務を優先して支払うことを認める。
３　各協定債権者は、第１項に定める清算株式会社の弁済原資から前項で定める租税債務を控除した残額について、本特別清算手続に必要な費用を清算株式会社に代わって支出した株式会社大新に支払うことを認める。
４　各協定債権者は、平成18年５月18日付「株式会社大伸水産事業再建計画書」に基づき、清算株式会社に対する債権の全額（元金・利息・遅延損害金の全額）を放棄し、清算株式会社はその債務の全額の免除を受ける。また、各協定債権者は、清算株式会社に対する債権に係る保証契約が平成18年５月18日付「株式会社大伸水産事業再建計画書」に基づき、既に解除されていることを確認する。
５　本協定の認可の決定が確定した日の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、株式会社大新の債権に充当し、残額があった場合は、当該残額を各協定債権者に対し、各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

（別紙省略）

鳥取地方裁判所米子支部

監 督 命 令

平成２２年（再）第１号

東京都荒川区東尾久２丁目16番４号
再生債務者　株式会社イマナカ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　栃木県小山市駅東通り３丁目33番地11　おやま法律事務所　弁護士　田中　　真
平成22年２月５日

宇都宮地方裁判所足利支部

再生手続開始

平成２２年（再）第２号

愛知県豊田市高丘新町松本50番地
再生債務者　株式会社中野
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年３月26日から平成22年４月２日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（再）第１号

長崎県五島市吉久木町949番地
再生債務者　株式会社眞﨑商店
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年４月９日から平成22年４月23日まで

長崎地方裁判所五島支部

再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第１号

高知県吾川郡仁淀川町大崎275番地１
再生債務者　株式会社吾川森林
特別調査期間　平成22年２月24日から平成22年３月４日まで
平成22年２月４日　高知地方裁判所須崎支部

再生手続による債権者集会招集

平成２０年（再）第１７号

福岡市西区石丸４丁目９番15号
再生債務者　株式会社博多まるきた
１　期日　平成22年３月３日午後２時
２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成22年２月３日

福岡地方裁判所第４民事部

再生計画認可

平成２０年（再）第２号

山形県西村山郡河北町谷地乙93番地
再生債務者　朝日川酒造株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年２月４日　　山形地方裁判所民事部

平成２１年（再）第２号

滋賀県湖南市下田1294番地３
再生債務者　株式会社Ｇ貴晶
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年２月５日　　大津地方裁判所民事部

平成２１年（再）第６号

広島市西区南観音町21番30―201号
再生債務者　株式会社アルパ・コーポレイション
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年２月５日

広島地方裁判所民事第４部

再生手続終結

平成１７年（再）第１６号

長崎県対馬市厳原町久田道1645番地
再生債務者　有限会社大川
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成22年２月３日

福岡地方裁判所第４民事部

再生計画変更

平成１９年（再）第９３号

名古屋市東区泉１丁目22番１号
再生債務者　株式会社日新メディコ
主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
平成22年２月２日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第４号

栃木県鹿沼市池ノ森490番地
再生債務者　髙橋　　靖
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年２月25日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月11日から平成22年３月19日まで

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（再イ）第１１号

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3772番地９
再生債務者　丸尾　　諭
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年２月25日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月11日から平成22年３月18日まで

さいたま地方裁判所川越支部